

1-5 救助の実施要領の基準（概要）

(令和7年10月16日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材 料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人 1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用	1 夏季(4月～9月)・冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 後掲別表に掲げる金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者			
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具、破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することができ困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小學生児童 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 検護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 (エ) 福祉サービスの提供 (オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

2-14 災害時における福祉避難所の利用に関する協定書

立科町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 信愛報恩会（以下「乙」という。）は、立科町内に発生した地震等の災害時において、立科町地域防災計画に基づく福祉避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、立科町地域防災計画に基づき甲が指定する福祉避難所の利用に関し、必要な事項を定める。

2 福祉避難所とは、被災した災害時要援護者及びその介助者を受け入れる避難所とする。

（対象施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所 在 地	施 設 名
清瀬市梅園二丁目3番15号	特別養護老人ホーム 信愛の園

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況および対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（避難所の運営）

第5条 乙は、前条により福祉避難所を開設した場合は、対象施設の職員を中心に市職員、地域ボランティアにより、避難者の介護および生活等に必要な援助を、対応可能な範囲で行うものとする。

2 甲は、乙に食料品および生活物資等を供給するものとする。

（経費の負担）

第6条 福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の定めによる経費の額は、甲乙協議の上、決定する。

（開設期間）

第7条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長することができる。期間延長については、甲・乙協議の上、決めるものとする。

（避難所解消への努力）

第8条 甲は、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、甲、乙のいずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年9月24日

甲 立科町大字芦田2532番地
立科町長
小宮山 和幸
乙 清瀬市梅園二丁目3番15号
社会福祉法人 信愛報恩会
信愛の園 施設長 丸山 安三

2-15 立科町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニーの災害時における相互協力に関する協定書

立科町（以下「甲」という。）と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー（以下「乙」という。）は、災害時における電力供給等の相互連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「立科町区域」という。）で地震、洪水等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、立科町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の活動拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡するとともに、意見交換等の場を通じて、その優先順位について、乙と協議を行う。

（電力供給施設に関する保安伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採（以下「保安伐採」という。）について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、保安伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた保安伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 乙は、災害時の復旧活動に必要となる物資並びに機材類の集積所（以下「前進基地」という。）として、甲が管理する公園等の敷地及び甲が所有する施設について、提供を受けることができるものとする。

2 乙は、前進基地の候補となる敷地並びに施設をあらかじめ定め、甲に周知連絡することとし、甲との協議に基づき、その敷地及び施設について情報を共有する。

（打合せ会の設置）

第6条 甲及び乙は、本協定に定められた内容を災害時等に円滑に実施するため打合せ会を設置し、定期的な情報交換等を実施することとする。

(情報管理の徹底)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、情報の管理を徹底するものとする。ただし、事前に両者が当該情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲（乙）が故意又は過失により乙（甲）の施設等を損傷した場合、甲（乙）は乙（甲）に對し損害賠償を行う。
 - (2) 第三者に危害、損傷等を与えた場合、甲（乙）に故意又は過失がある場合は甲（乙）が賠償を行う。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。

- 2 期間満了3か月前までに甲乙いずれからもそれぞれの相手方に対して文書による変更又は廃止の申し出がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第11条 本協定の運営に関する事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

甲：立科町 総務課

乙：中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー上田営業所 総務グループ

(疑義等の解決)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第13条 本協定は2通作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

2019年3月25日

甲 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532

立科町長 米村 匡人

乙 長野県上田市中央一丁目7-29

中部電力株式会社

電力ネットワークカンパニー

上田営業所長 中山 洋一

2-16 停電等電力供給に係る打ち合わせ会設置要綱

(設置)

第1条 立科町における自然災害時等の電力供給に係る対策を立科町及び中部電力株式会社電力ネットワークカンパニーが総合的かつ計画的に推進することを目的とし、立科町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニーの災害時における相互協力に関する協定書第6条の規定に基づき、停電等電力供給に係る打ち合わせ会（以下「打ち合わせ会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 打ち合わせ会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 停電時における立科町及び中部電力株式会社電力ネットワークカンパニーの連携に関すること。
- (2) 平當時における伐採の連携に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(構成)

第3条 打ち合わせ会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(事務局)

第4条 打ち合わせ会の事務を処理するため、中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー上田営業所総務グループ内に事務局を置く。

(会議)

第5条 打ち合わせ会は、事務局が招集する。

2 定例会議を、台風及び降雪期前に開催する。

(議事録)

第6条 協議内容については、議事録として2通作成し、相互記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、打ち合わせ会の運営に関し必要な事項は、打ち合わせ会が別に定める。

附 則

この要綱は、2019年3月25日から施行する。

別表 (第3条関係)

以下いずれかの代表者			
中部電力株式会社	総務グループ長	立科町	総務課長
電力ネットワークカンパニー	契約サービス課長		建設課長
上田営業所	配電建設課長		
中部電力株式会社	配電運営課長		
電力ネットワークカンパニー	契約課長		
佐久営業所	サービス課長		
中部電力株式会社	配電建設課長		
電力ネットワークカンパニー	配電運営課長		
諏訪営業所	総務グループ長		
中部電力株式会社	契約サービス課長		
電力ネットワークカンパニー	配電建設課長		
伊那営業所	配電運営課長		
中部電力株式会社	契約サービス課長		

2-17 災害時等における緊急放送に関する協定書

立科町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムとうみ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、立科町に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害等の情報について迅速に災害または防災に関する情報を周知することにより被害の軽減を図り、町民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「災害等」 地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、大規模火災、武力攻撃事態その他非常の事態をいう。
- (2) 「緊急放送」 前項の目的を達成するために、他の番組に優先して行う災害及び防災に関する放送をいう。

（緊急放送の実施）

第3条 緊急放送は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 甲が認める情報を乙に提供し、乙が所有するFM放送において、スタジオでの緊急放送、生中継などで放送する。
- (2) 甲が緊急放送の必要があると判断し、その実施を乙に要請した場合は、乙は特に業務上の支障その他やむ得ない事由のない限り、速やかに準備し、緊急放送を行うものとする。要請は文章を原則とするが、電話等によっても行うことができる。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者等を決定又は変更したときは、速やかに相手に通知しなければならない。

甲、乙の連絡先及び連絡責任者

甲 立科町 総務課長

電話 0267-56-2311

FAX 0267-56-2310

E-mail info@town.tateshina.nagano.jp

乙 エフエムとうみ 放送局長

電話 0268-63-1003

FAX 0268-63-1103

E-mail info@fmtomi785.jp

（費用の負担）

第5条 乙は、甲から要請を受けた緊急放送を実施したとき、費用を請求できるものとする。

2 前項に規定する費用は、甲、乙別途協議して定めるものとする。

(臨時災害放送局)

第6条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託できるものとする。

2 前項による業務委託の額は、甲乙協議により決定するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、この協定の期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとする。以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月24日

甲 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地

立科町長 両角 正芳

乙 長野県東御市田中202番地

株式会社エフエムとうみ

代表取締役 加藤 英人

2-18 災害時等における放送に関する協定書

立科町（以下「甲」という。）と株式会社エフエム佐久平（以下「乙」という。）とは、立科町域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第57条および大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求める時の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第2条 甲は、災対法第56条の規定による伝達又は通知若しくは警告が必要な時は、同法第57条の規定に基づき、乙に対して災害放送を要請することができる。

- 2 前項の規定は、甲が大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、大震法第20条の規定に基づき、乙に対して放送を要請するときにも準用する。
- 3 前2項の規定のほか、甲は災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段をとることができない場合に、乙に対し放送を要請することができるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして様式1にて放送の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または他の手段をもって行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) 放送希望日時
 - (4) その他必要な事項
- 2 乙は、甲から放送の要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り、放送を行うものとする。
 - 3 乙は、放送を行うときは、情報発信源が甲である旨を放送するものとする。

（災害情報の提供）

第4条 甲は、災害の規模、被害の状況、避難場所の開設及び復旧見通し等災害に関する情報を乙に対し、速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請された災害放送についての放送の形式、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定するものとする。

（災害に関する広報）

第6条 甲は、災害放送以外に市民への災害に関する広報を目的として、乙に対して、各種情報の提供に努めるものとする。

2 乙は、甲から提供された災害に関する各種情報の放送に努めるものとする。

3 甲は、災害発生時に備え、乙による災害放送について市民に対し日頃の周知に努める。
(経費の負担)

第7条 乙は甲の要請に基づく災害情報の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし放送期間が長期におよぶ場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(臨時災害放送局)

第8条 大規模な災害が発生し、甲が臨時災害放送局を開設するために、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託することができる。

2 甲が乙に委託した臨時災害放送局の維持管理の業務に係る費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その金額は、甲・乙協議により決定するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、あらかじめ災害時における連絡責任者及び連絡等必要な事項を相互に確認するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更があったときは、速やかに連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から効力を有するものとし、甲・乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義を生じた場合は、甲・乙が協議して決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定書の発効は、令和3年3月25日とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月25日

甲 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地

立科町長 両角 正芳

乙 長野県佐久市佐久駅東1番地1

株式会社エフエム佐久平

代表取締役 藤巻 一敏

2-19 災害時における相互協力に関する協定書

立科町（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「立科町区域」という。）で地震、洪水、雪害等の自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、立科町区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

- (1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供
- (2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置
- (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義

務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以て申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年9月1日

甲 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532

立科町長 両角 正芳

乙 長野県長野市新田町1137-5

東日本電信電話株式会社

長野支店長 榎本 佳一

2-20 大規模災害時における応急対策業務に関する協定

立科町長（以下「町長」という。）と長野県建設業協会佐久支部長（以下「支部長」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における立科町が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務」という。）に関して、支部長に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、町長が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 町長は、他地域の建設企業の協力が必要な応急対策業務や、長野県が管理する施設等と密接に関連する応急対策業務について、町管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なときに限り、支部長に協力を要請することができる。

2 支部長は、町長から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 支部長が実施する応急対策業務の費用は、町長が負担する。

（連絡体制）

第5条 町長と支部長は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 町長は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 町長は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、支部長に對し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 町長は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 支部長は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を町長に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、支部長は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ることができるものとする。

（業務の実施）

第7条 支部長から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を町長に報告するものとする。

(業務の指示)

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、町長が原則書面により指示し、会員はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、町長は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

(業務の報告)

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに町長及び支部長に報告するものとする。

(請負契約)

第10条 町長と会員とは、立科町財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

(損害補償)

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、町長と支部長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年2月28日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、局長、支部長のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、町長と支部長が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年3月1日

立科町

立科町長 両角 正芳

長野県建設業協会佐久支部

支部長 唐澤 正幸

3-2 立科町消防団団員数

定数 340名

(令和7年4月2日現在)

分団名	令和7年度 団員数	令和6年度 団員数	令和5年度 団員数	令和4年度 団員数	令和3年度 団員数	令和2年度 団員数
町	18	18	28	30	32	32
古 町	18	18	19	22	21	22
野 方	19	20	19	18	18	21
赤 沢	17	20	18	20	19	17
塩 沢	12	12	14	14	15	15
西 塩 沢	17	20	19	23	22	22
藤 沢	19	19	20	22	23	23
桐 原	20	20	21	21	19	19
細 谷	15	16	16	18	18	19
山 部	27	28	32	34	32	32
牛 鹿	14	15	15	14	19	19
外 倉	22	22	22	23	26	28
宇 山	16	17	18	23	23	24
茂 田 井	24	26	29	31	32	34
蓼 科	13	14	13	13	16	16
大 城	14	15	15	16	17	19
中 尾	古町分団	古町分団	古町分団	古町分団	古町分団	古町分団
女性消防隊	分団付	分団付	分団付	分団付	分団付	分団付
本 部	8	10	12	14	14	9
計	293	310	330	356	366	371
定 数	340	380	340	380	380	385

3-3 消防施設の状況

(令和7年4月1日現在)

	自動車ポンプ	可搬ポンプ	積載車	貯水槽	消火栓	警鐘楼
町	1	1	1	8	44	1
古 町		3	1	6	35	3
野 方		2	1	9	42	3
赤 沢		1	1	9	41	1
塩 沢		2	1	6	15	2
西 塩 沢		1	1	7	26	2
藤 沢		2	1	3	24	2
桐 原		2	1	8	16	1
細 谷		1	1	5	17	1
山 部		5	1	15	49	5
牛 鹿		2	1	5	19	2
外 倉		4	1	6	38	4
宇 山		4	1	20	47	4
茂 田 井		2	1	13	32	2
蓼 科	1	2	2		207	1
大 城		1	1	4	17	
合 計	2	35	17	124	669	34

4 緊急輸送関係

4-1 物資輸送拠点及びヘリポート

番号	ヘリポート等の名称	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ 長さ×幅
				大型	中型	小型	
物拠 1	権現山運動公園多目的グラウンド	山部353-1	立科町長	○			100×150
H拠 1	権現山運動公園多目的グラウンド	山部353-1	立科町長	○			100×150
1	立科小学校校庭	芦田3700	立科小学校長		○		75×100
2	立科中学校校庭	芦田3265-1	立科中学校長	○			100×100
3	蓼科高等学校校庭	芦田3652	蓼科高等学校長		○		70×90
4	女神湖多目的運動場しらかば1530	芦田八ヶ野991-1	立科町長	○			200×120

4-2 公用車両

(令和5年10月1日現在)

区分	主管課	No.	車名	登録番号	用途	備考
一般会計	総務課	1	トヨタ ハイエース	長野300ふ1720	普通乗用車W	
		2	ニッサン セレナ	長野300ら5756	町長車	
		3	スズキ エブリイ	長野480と6374	交通指導車	
		4	トヨタ アクア	長野501ね5962	普通乗用車	
		5	トヨタ プリウス	長野301つ 640	普通乗用車	
		6	トヨタ カローラフィールダー	長野501ね3040	普通乗用車	
		7	ダイハツ ハイゼットカーゴ	長野480な6161	軽貨物車	
		8	トヨタ カローラフィールダー	長野501の8525	普通乗用車	
		9	ヒノ リエッセ	長野200さ1731	マイクロバス	
		10	トヨタ シーポッド	長野581せ4972	電気自動車	
		11	ヒノ レンジャー	長野88 す4555	消防タンク車	蓼科分団
		12	イスズ エルフ (消防庁)	長野800さ9658		蓼科分団
		13	ヒノ デュトロ	長野800す 116		本部自動車
		14	スズキ キャリイ	長野80 あ1392		町分団
		15	ダイハツ ハイゼット	長野880あ2053		宇山分団
		16	スズキ キャリイ	長野80 あ 785		野方分団
		17	スズキ キャリイ	長野80 あ 882		塩沢分団
		18	スズキ キャリイ	長野80 あ 883		西塩沢分団
		19	スズキ キャリイ	長野80 あ1034		山部分団
		20	スズキ キャリイ	長野80 あ1035		桐原分団

	21	スズキ キャリイ	長野80 あ1120		古町分団
	22	スズキ キャリイ	長野80 あ1121		藤沢分団
	23	スズキ キャリイ	長野80 あ1253		細谷分団
	24	スズキ キャリイ	長野80 あ1254		赤沢分団
	25	スズキ キャリイ	長野80 あ1255		外倉分団
	26	スズキ キャリイ	長野80 あ1326		牛鹿分団
	27	スズキ キャリイ	長野80 あ1327		蓼科分団
	28	ダイハツハイゼットデッキバン	長野80 あ1560		茂田井分団
	29	スズキ キャリイ	長野880あ1270		大城分団
	30	ミツビシフソウローザ	長野200さ2099	乗合バス	
	31	トヨタ ハイエースコミューター	長野200さ2051	乗合	
	32	トヨタ ハイエースコミューター	長野200さ1771	乗合	
企画課	33	トヨタ シエンタ	長野501ひ5510	普通乗用車	
温泉館	34	スズキ アルト	長野580ゆ4551	軽乗用車	
町民課	35	スズキ アルトセダン	長野580ぞ5797	軽乗用車	
	36	ダイハツ タント	長野580め8299		
	37	ニッサン セレナ	長野500め1568	普通乗用車W	
	38	スズキ ワゴンR	長野581く 579	軽乗用車	
	39	スズキ エブリイ	長野480き6713	軽貨物車	
	40	トヨタ ヴォクシー	長野500ぬ1708	普通乗用車W	
産業振興課	41	スズキ エブリイ	長野480う1108	軽貨物車	
	42	トヨタ カローラフィールダー	長野501ぞ2546	普通乗用車	
	43	トヨタ ハイラックス	長野100す9547	貨物車	
	44	スズキ キャリイ	長野480ぞ9470	軽貨物車	
	45	トヨタ ハイエース	長野300ゆ7369	普通乗用車W	
	46	トヨタ ラッシュ	長野501せ8905	普通乗用車	
建設環境課	47	トヨタ プロボックス	長野501ち1685	普通乗用車	
	48	スズキ キャリイ	長野480ぞ4812	軽貨物車	
	49	マツダ ボンゴ	長野400ち7807	貨物車	
	50	イスズ エルフ	長野800す2144	貨物車	
	51	イスズ エルフ	長野400ち7253	貨物車	
	52	ヒノ レンジャー	長野100さ5796	ゴミ収集車	
	53	ヒノ デュトロ	長野800す 554		
	54	イスズ フオワード	長野800す1377		
	55	スズキ キャリイ	長野480と7404	軽貨物車	
教育委員会	56	スズキ エブリイ	長野480ゆ6951	軽貨物車	
	57	ヒノ リエッセ	長野200さ1791	マイクロバス	
児童館	58	スズキ キャリイ	長野41 き3870	軽貨物車	
中学校	59	スズキ キャリイ	長野480た4931	軽貨物車	
小学校	60	スズキ キャリイ	長野480つ7545	軽貨物車	

保育園	61	スズキ アルト	長野580い3281	軽自動車	
水道会計	建設環境課	1 ダイハツ ハイゼット	長野480て5816	軽貨物車	
		2 スズキ キャリイ	長野480く1991	軽貨物車	
		3 ニッサン アトラス	長野88 さ8997	給水車	
		4 スズキ エブリイ	長野480た5473	軽自動車	
下水道会計	建設環境課	1 ダイハツハイゼットデッキバン	長野480い6662	軽貨物車	
社協会計	町民課	1 トヨタ ハイエース	長野300ま2856	普通乗用車W	社協

5 避難収容関係

5-1 避難所

1 避難時一時集合場所

番号	名称	所在地	有線番号
①	女神湖体育館	芦田八ヶ野1001	(NTT) 55-6201
②	古町区コミュニティーセンター	芦田491	2433
③	町区コミュニティーセンター	芦田2610-8	2630
④	野方公民館	芦田1253	2804
⑤	和子公民館	芦田3082	5841
⑥	赤沢集会所	芦田2942-1	2949
⑦	中原公会所	芦田3411-5	5879
⑧	日向公民館	芦田3634	3013
⑨	上房集会所	山部83-2	5754
⑩	山部公会所	山部848-2	3092
⑪	真蒲公民館	山部1274-2	5950
⑫	平林公民館	山部2153-1	3179
⑬	滝神公民館	山部1780-5	5929
⑭	牛鹿・柳沢生活改善センター	牛鹿2097-1	3288
⑮	柳沢公民館	牛鹿1923-2	3319
⑯	外倉コミュニティーセンター	牛鹿1273-1	3358
⑰	五輪久保集会所	牛鹿422-2	3469
⑱	虎御前公民館	牛鹿181-1	3508
⑲	蟹窪公会所	宇山520	3568
⑳	日中集会所	宇山882-7	3609
㉑	大深山公民館	宇山968-2	3610
㉒	立石集会所	宇山1480	5938
㉓	石川集会所	宇山1718-1	3688
㉔	塩沢農業生活改善施設	塩沢775-3	3736
㉕	西塩沢公民館	塩沢1161-1	3856
㉖	蟹原公会所	藤沢1084-1	5075
㉗	藤沢農業生活改善施設	藤沢506-1	3979
㉘	桐原生活協同館	桐原498-2	5097
㉙	細谷公会所	桐原292-1	5190
㉚	茂田井公会所	茂田井1590-2	5318
㉛	大城集会所	芦田960-1	
㉜	池の平ホテル	芦田八ヶ野1596	(NTT) 55-6111

2 避難所

番号	名称	所在地	有線番号
33	老人福祉センター	芦田 2523	(NTT) 56-1825
34	立科小学校	芦田 3700	2190
35	立科中学校	芦田 3265-1	2251
36	蓼科高等学校	芦田 3652	(NTT) 56-1015
37	立科体育センター	芦田 3752-1	3008
38	女神湖体育館	芦田八ヶ野 1001	(NTT) 55-6201

5-2 土砂災害警戒区域等に立地する要配慮者利用施設

○たてしなホーム（知的障がい者更生施設）

所在地	立科町大字塩沢333-1
管理 者	社会福祉法人 しらかばの会
収容可能人員（人）	50
避 難 場 所	塩沢分館（5-3の図中、20に位置する）
避難場所の建築構造	木造2階建

○ハートフルケアたてしなデイサービスセンターやすらぎ

所在地	立科町大字芦田3724-5
管理 者	社会福祉法人 ハートフルケアたてしな
収容可能人員（人）	40
避 難 場 所	立科体育センター（5-3の図中、28に位置する）
避難場所の建築構造	鉄骨造平家建

6 危険物施設等関係

6-1 町内の危険物施設

(令和7年11月30日現在)

1 地下タンク貯蔵所

番号	施設名		倍数	備考
1	株式会社タテシナ	芦田八ヶ野	9.0	旧ホテルグランビュ 一蓼科
2	ホテルアンビエント蓼科	芦田八ヶ野	10.0	
3	株式会社タテシナ 立科ゴルフ俱楽部	茂田井	4.0	
4	株式会社池の平ホテル コアハウス (2 in 1 スキー場)	芦田八ヶ野	15.0	
5	清瀬市立蓼科山荘	芦田八ヶ野	10.0	
6	学校法人タイケン学園	芦田八ヶ野	15.0	旧エコーハイツ蓼科
7	長野県立蓼科高等学校	芦田	3.0	
8	白樺湖ビューホテル	芦田八ヶ野	13.0	
9	東京都新宿区立 女神湖高原学園	芦田八ヶ野	13.0	
10	高齢者生きがいセンター	芦田	1.9	立科町高齢者センター
11	佐久広域特別養護老人ホーム 徳花苑	芦田	5.0	(休止中)
12	有限会社蓼科荘	芦田八ヶ野	10.0	
13	立科町デイサービスセンター	芦田	4.95	
14	立科温泉 たてしなの里権現の湯	芦田	10.0	
15	白樺高原ホテル	芦田八ヶ野	40.0	
16	レストラン ルミエール	芦田八ヶ野	6.0	
17	土浦日大高校 蓼科山荘	芦田八ヶ野	10.0	
18	アルペンドルフ白樺	芦田八ヶ野	7.5	
19	南平台ロッヂ	芦田八ヶ野	7.0	
20	株式会社タテシナ	牛鹿	4.9	
21	有限会社ハクエイ石油	芦田	98.8	
22	川村学園 蓼科山荘	芦田八ヶ野	6.0	
23	立科町役場	芦田	3.0	
24	株式会社池の平ホテル エクセル東館	芦田八ヶ野	15.0	
25	株式会社池の平ホテル プラザ21	芦田八ヶ野	29.0	
26	立科町老人福祉センター	芦田	1.9	
27	コロシアムイン蓼科	芦田八ヶ野	6.0	
28	株式会社池の平ホテル アクティブ21	芦田八ヶ野	15.0	
29	立科町立 立科中学校	芦田	6.0	
30	藍澤証券株式会社 白樺湖研修センター	芦田八ヶ野	7.5	(休止中)

31	株式会社池の平ホテル ツインパーク21	芦田八ヶ野	9.7	
32	東京都情報サービス産業健康保険組合 アルペンドルフ白樺	芦田八ヶ野	15.0	
33	東京都情報サービス産業健康保険組合 アルペンドルフ白樺女神湖寮	芦田八ヶ野	2.5	
34	ハートフルケア たてしな すずらん	芦田	6.0	
35	池の平ホテル 本館	芦田八ヶ野	40	新規

2 移動タンク貯蔵所

番号	施設名		倍数	備考
1	JA佐久浅間株式会社アメック	茂田井	1.9	
2	株式会社竹花組 女神湖給油所	芦田八ヶ野	2.0	
3	間ヶ部商店	山 部	2.0	
4	株式会社竹花組 女神湖給油所	芦田八ヶ野	3.0	
5	JA佐久浅間株式会社アメック スマイルポート立科給油所	茂田井	3.0	
6	株式会社竹花組 女神湖給油所	芦田八ヶ野	2.0	
7	有限会社 ハクエイ石油	芦田	2.0	
8	JA佐久浅間株式会社アメック	茂田井	2.5	
9	JA佐久浅間株式会社アメック	茂田井	2.0	

3 屋外タンク貯蔵所

番号	施設名		倍数	備考
1	八木橋利昭・真知子	芦田八ヶ野	5.0	旧女子美術大
2	JNS女神湖スポーツクラブ	芦田八ヶ野	4.8	旧ホテルニューレイク
3	間ヶ部商店	山 部	58.0	
4	JA佐久浅間株式会社アメック 十八塚備蓄タンク	藤 沢	100.0	
5	立科町しらかば2 in 1 スキー場	芦田八ヶ野	10.0	
6	学校法人東京家政学院 蓼科山の家	芦田八ヶ野	3.5	
7	農協直販株式会社	芦田	4.7	小袋養豚団地
8	農協直販株式会社	芦田	4.7	小袋養豚団地
9	永井禎一	芦田	4.7	小袋養豚団地

4 屋外貯蔵所

番号	施設名		倍数	備考
1	協同組合フレンドニッポン	芦田八ヶ野	5.0	旧ケンウッド

5 屋内貯蔵所

番号	施設名		倍数	備考
1	間ヶ部商店	山 部	2.8	
2	イッシン工業株式会社 立科工場	塩 沢	8.2	
3	立科金属株式会社	芦 田	3.2	
4	株式会社ナガオカ製作所	芦 田	4.4	

6 屋内タンク貯蔵所

番号	施設名		倍数	備考
1	秀山荘	芦田八ヶ野	8.0	

7 一般取扱所

番号	施設名		倍数	備考
1	株式会社池の平ホテル 白樺高原ホテル	芦田八ヶ野	2.0	
2	ホテルアンビエント蓼科	芦田八ヶ野	2.5	
3	株式会社池の平ホテル アクティブ21	芦田八ヶ野	5.09	
4	東京都新宿区立 女神湖高原学園	芦田八ヶ野	3.7	
5	有限会社ハクエイ石油	芦 田	8.0	
6	東京都情報サービス産業健康保険組合 アルペンドルフ白樺	芦田八ヶ野	2.31	
7	間ヶ部商店	山 部	2.0	
8	立科町立 立科小学校	芦 田	3.0	
9	株式会社コメリ 立科店	芦 田	29.5	
10	株式会社池の平ホテル 東館	芦田八ヶ野	2.6	
11	池の平ホテル 本館	芦田八ヶ野	12.0	新規

8 給油取扱所

番号	施設名		倍数	備考
1	間ヶ部商店	山 部	123.0	
2	株式会社竹花組 女神湖給油所	芦田八ヶ野	171.7	
3	JA佐久浅間株式会社アメック スマイルポート立科給油所	茂 田 井	116.7	
4	有限会社ハクエイ石油	芦 田	140.495	
5	関商店	山 部	83.78	
6	株式会社タテシナ 立科ゴルフ俱楽部	茂 田 井	32.3	(自家用給油取扱所)
7	株式会社タテシナ 立科ゴルフ俱楽部	茂 田 井	2.88	(自家用給油取扱所)
8	株式会社池の平ホテル	芦田八ヶ野	2.88	(自家用給油取扱所)
9	有限会社蓼科商会	宇 山	20.0	(自家用給油取扱所)
10	株式会社東部通商	藤 沢	20.0	(自家用給油取扱所)
11	オートライフ塩沢立科給油所	芦 田	195.0	

7 ライフラインの応急復旧関係

7-1 立科町建設業連合会連絡先

会社名	住所	電話番号	FAX番号
浦野建設(株)	立科町大字牛鹿2330	56-2445	56-3674
(株)エース	立科町大字芦田1873-1	56-3737	56-3755
(株)カクエイ住設	立科町大字塩沢1542-2	56-3037	56-2656
(株)小宮山土木	立科町大字牛鹿1616-1	56-1299	56-3522
(株)塩沢産業	立科町大字宇山621	0268-63-6155	0268-63-6896
(株)高橋組	立科町大字宇山1655-1	56-3388	56-3339
(株)蓼科管業	立科町大字芦田1896-14	56-3128	56-1077
(株)藤友建設工業	立科町大字牛鹿1234	56-2299	56-3311
平和設備(有)	立科町大字宇山451-1	56-2252	56-2211
(株)松本組	立科町大字芦田2820-1	56-3211	56-3519
マルケイ建設(株)	立科町大字芦田2007-11	56-1128	56-2348
三矢工業(株)	立科町大字芦田2000-1	56-2233	56-2234
望月ガス(株)	佐久市望月773-1	53-6111	53-6008
(有)建築設計工房Taro	立科町大字芦田1825	56-3556	78-3962

7-2 災害時における稼働可能な人員及び建設資機材

立科町建設業連合会

項目	仕 様	数 量
人 員		100人
バックホー	0.7m ³ 級	5台
バックホー	0.4m ³ 級	10台
バックホー	0.2m ³ 級	20台
バックホー	0.1m ³ 級	15台
ブルドーザ	D 3～D 6 クラス	3台
キャリアダンプ	2～4 t クラス	3台
ホイールローダ	0.5～1.2m ³	8台
グレーダー	3.1m	4台
10 t D		2台
4 t D		10台
2 t D		10台
トラッククレーン	2.9 t 吊	5台
クレーン	25 t	3台
土のう袋		2,000枚
投光器		20台
ブルーシート		100枚
発電機		10台
溶断機		5台
水中ポンプ		20台
水道配管機材		1式

10-6 土砂崩壊危険箇所

地図番号	施設番号	地区番号	地区名	所在地 (大字、字)	管理団体名	受益戸数 (戸)	受益面積 (ha)	工事内容				被害数量	地域指定							危険度				備考
								工種	構造	事業費 (千円)	事業量 (m)		振興山村	特定農山村	豪雪地帯	過疎地帯	地すべり	土砂災害警戒区域	重要水防区域	山地災害危険地区	A	B	C	D
①	324001		姥堰	大字芦田字切掛	立科土地改良区	13	3.0	用水路	BF-400型	20,000	800	県道400m 水田 40 a		○		○					○			
②	324002		高井堰	大字芦田字山ノ神	立科土地改良区	15	5.0	用水路	BF-500型	20,000	700	県道200m 水田100 a 町道300m		○		○					○			
③	324003	01	団体営立科2号	大字芦田字光徳寺	立科土地改良区	420	158.0	用水路	BF-700型	20,000	400	町道 50m 水田200 a 農道 50m		○		○					○			
④	324003	02	団体営立科2号	大字芦田字下竹熊	立科土地改良区	420	158.0	用水路	BF-800型	40,000	600	町道150m 水路500m 水田600 a		○		○					○			
⑤	324003	03	団体営立科2号	大字芦田字舟久保	立科土地改良区	420	158.0	用水路	BF-600型	5,000	100	水田 50 a 町道150m 農道 50m		○		○					○			
⑥	324004		牛鹿堰	大字山部字鮎久保	立科土地改良区	212	131.0	用水路	BF-600型	35,000	2,250	水田100 a 農道400m		○		○					○			
⑦	324005		山部用水	大字山部字上房	立科土地改良区	153	41.0	用水路	BF-700~900型	62,000	3,000	町道 50m 県道100m		○		○					○			
⑧	324006	01	八丁地堰	大字茂田井字大星	立科土地改良区	265	81.0	用水路	BF-900型	30,000	700	水田150 a 水路200m 農道350m		○		○					○			

⑨	324007	矢原堰	大字宇山字 日中	立科土地 改良区	40	25.0	用水路	VP- ϕ 300	6,000	500	水田100 a 国道 50m 農道100m	○	○					○		
⑩	324008	真蒲堰	大字芦田字 獅子塚西	立科土地 改良区	22	8.0	用水路	BF-500型	3,000	100	町道 50m 高齢者福祉施設 10m	○	○					○		
合 計		10地区			1,980	768.0			241,000	9,150		10	10				2	8		

10-11 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表

1 急傾斜地の崩壊

区域の名称	危険箇所番号	下端延長(m)	平均高さ(m)	平均勾配(°)	警 戒 区 域			特 別 警 戒 区 域		
					面積(m ²)	人家戸数	公共的建物(内訳)	面積(m ²)	人家戸数	公共的建物(内訳)
虎御前	K02324001-1	45	10	33	1,730	1		540	2	
	K02324001-2	22	6	46	605	0		95	0	
虎御前日向	K02324002	100	8	48	3,788	0		1,087	0	
藤沢 1	K02324003-1	342	24	32	22,001	0		0	0	
	K02324003-2	154	14	38	6,980	0		0	0	
	K02324003-3	156	33	32	8,643	0		7,480	0	
藤沢 2	K02324004-1	20	6	42	491	0		143	1	
	K02324004-2	54	6	34	1,755	1		438	0	
	K02324004-3	90	11	45	3,818	1		0	0	
	K02324004-4	45	11	48	1,775	1		544	0	
	K02324004-5	220	8	38	7,419	1		686	0	
藤沢 3	K02324005-1	77	6	35	2,330	1		537	1	
	K02324005-2	127	27	39	10,555	4		4,009	2	
藤沢 4	K02324006-1	72	6	46	1,934	2		331	3	
	K02324006-2	66	5	35	1,820	1		363	2	
	K02324006-3	468	22	42	41,415	6		11,695	0	
	K02324006-4	85	8	34	3,121	0		834	2	
蟹原下四反田	K02324007	36	5	33	1,053	0		187	1	
蟹原荒屋	K02324008	28	5	39	785	0		129	2	
蟹原大石畑	K02324009	105	8	37	3,403	0		1,088	0	
藤沢上金原	K02324010	217	37	32	26,765	1		12,695	2	中部電力変電所
塩沢下原	K02324011	270	20	30	21,154	4	たてしなホーム	8,456	0	
滝神四ツ張	K02324012-1	115	5	38	2,651	0		446	0	
	K02324012-2	44	7	35	1,396	1		375	0	
牛鹿浦	K02324013	21	5	54	542	0		19	1	
牛鹿向山	K02324014	86	9	30	3,907	0		1,261	0	
蟹窪落合	K02324015-1	56	13	31	3,054	0		1,099	1	
	K02324015-2	80	15	34	5,374	0		1,766	1	
蟹窪後久保	K02324016-1	75	10	33	2,936	1		0	0	
	K02324016-2	60	6	43	1,741	1		400	2	
蟹窪	K02324017-1	258	19	33	20,131	12		8,502	4	
	K02324017-2	36	13	31	1,358	1		760	0	

10-11 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表

石川	K02324018	486	21	36	39,698	1	農業集落排水事業宇山地区処理施設	0	0	
小石川	K02324019	80	5	38	2,097	1		0	0	
山部片坂	K02324020-1	40	8	30	1,424	0		441	0	
	K02324020-2	162	16	31	10,703	5		3,847	2	
山部門口	K02324021-1	268	22	31	21,057	9		8,417	0	
	K02324021-2	600	32	31	59,638	11		27,263	5	
上房1	K02324022	78	10	33	3,669	1		1,155	1	
上房2	K02324023-1	130	10	35	5,806	1		1,752	1	
	K02324023-2	180	21	33	16,987	4		5,348	4	
植木沢大平	K02324024	208	19	33	14,992	3		6,387	0	
植木沢堰下	K02324025	97	7	33	3,911	1		1,112	0	
茂田井畔田	K02324026	224	11	41	11,590	2		3,795	1	
茂田井境内添1	K02324027-1	83	7	49	2,391	2		453	0	
	K02324027-2	65	7	33	1,981	1		455	1	
	K02324027-3	103	11	35	3,301	0		1,745	2	
茂田井境内添2	K02324028	116	7	40	3,202	2		473	0	
茂田井中島	K02324029	166	5	35	4,332	3	茂田井警察官駐在所	841	1	
芦田城	K02324030-1	474	22	33	35,984	6	芦田城資料館	14,348	4	
	K02324030-2	346	7	40	10,898	2		2,918	0	
	K02324030-3	60	6	43	1,607	1		345	0	
	K02324030-4	9	5	55	187	1		0	0	
	K02324030-5	175	15	33	5,875	1		3,891	2	茂田井古町公会場
古町西亦	K02324031	387	14	38	21,371	2		7,593	0	
古町鳥渡貝戸	K02324032	46	17	31	3,168	1		1,250	2	
古町光明寺	K02324033-1	47	6	30	1,789	1		202	0	
	K02324033-2	64	6	43	1,417	0	光徳寺	343	0	
姥ヶ懐屋敷	K02324034	37	5	44	901	0		153	2	
姥ヶ懐道下	K02324035	156	7	35	5,400	4		1,452	0	
笠取中菖蒲沢	K02324036	190	17	35	14,461	2		4,989	1	
小袋1	K02324037-1	166	9	33	7,172	1		2,247	0	
	K02324037-2	242	12	35	11,947	1		4,156	0	
	K02324037-3	112	7	33	3,367	1		904	0	
	K02324037-4	180	45	32	22,039	1		10,642	1	
	K02324037-5	65	6	31	1,827	0		477	0	
	K02324037-6	79	14	35	2,576	0		1,496	0	
小袋2	K02324038-1	165	30	33	19,435	0		7,524	1	
	K02324038-2	86	5	32	2,255	1		475	0	
虎御前本久保	K02324039	157	8	40	4,681	0		0	0	

外倉久保田	K02324040	18	6	35	390	0		112	1	
外倉坂田	K02324041	60	6	56	1,458	0		15	0	
蟹原上蟹沢	K02324042	121	7	36	3,081	0		1,148	0	
西蟹原	K02324043	63	8	34	1,610	1		631	0	
塙沢佛久保	K02324044	56	8	34	2,144	0		0	0	
塙沢両澤	K02324045	170	16	33	11,295	0		0	0	
塙沢美谷石	K02324046	336	33	33	28,049	0		0	0	
塙沢井戸上	K02324047	32	6	31	868	1		261	0	
塙沢十二	K02324048	102	13	35	3,343	0		1,814	1	
塙沢岩上	K02324049	29	17	36	1,187	1		730	0	
万仁田	K02324050-1	89	8	31	2,305	0		859	2	
	K02324050-2	44	6	32	1,078	0		318	2	
蟹窪五輪	K02324051	75	7	32	2,091	0		738	0	
滝神山根	K02324052	138	15	35	4,943	2		2,871	0	
上真蒲	K02324053	97	8	45	3,350	1		0	0	
栗在家	K02324054	16	7	30	435	0		162	0	
權現山	K02324055-1	70	5	49	1,748	0	デイサービスセンターやすらぎ	39	0	デイサービスセンターむつみ
	K02324055-2	43	5	43	1,117	0	デイサービスセンターやすらぎ	0	0	
	K02324055-3	76	6	36	6,915	0	蓼科ケーブルビジョン	0	0	
	K02324055-4	108	16	32	2,040	0	立科温泉たてしなの里	0	0	
	K02324055-5	105	7	38	3,145	0	立科町児童館	54	0	
前貴平	K02324056	24	6	32	617	0		192	3	
赤沢	K02324057	33	6	42	849	1		135	0	
町 塩ノ目道下	K02324058	196	6	46	5,285	0		0	0	
茂田井大深 道添	K02324059	41	7	33	1,038	1		347	1	
茂田井三川	K02324060	100	15	33	3,977	1		2,396	0	
古堂堰上	K02324061	251	7	43	5,967	2		1,772	0	
下竹熊	K02324062	53	8	37	1,219	1		512	1	
町 西山ノ神	K02324063	55	15	33	2,167	1		1,301	0	
日影林	K02324064	41	7	30	1,242	1		445	0	
大深山	K02324065-1	48	9	32	1,723	1		0	0	
	K02324065-2	22	7	31	664	1		0	0	
上切掛	K02324066	219	50	37	9,885	1		13,752	0	
荒井戸	K02324067-1	407	36	36	19,465	0		19,489	2	
	K02324067-2	82	13	41	2,520	0		1,375	0	
中尾 1	K02324068-1	92	27	32	5,468	2		3,314	1	
	K02324068-2	104	30	31	5,670	2		4,385	0	
	K02324068-3	65	13	32	2,003	0	中尾美上集会所	1,301	0	

10-11 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の面積及び人家戸数一覧表

中尾2	K02324069-1	359	20	32	24,029	2		16,511	1	
	K02324069-2	303	31	35	14,981	1		14,128	0	
	K02324069-3	81	22	33	4,559	1		2,514	0	
	K02324069-4	146	31	34	7,754	0		6,412	0	
	K02324069-5	102	9	37	2,750	0		1,192	1	
美上下原	K02324070	20	5	44	404	0		79	0	ごみ集積場
陣内	K02324071	194	8	34	6,936	0	陣内森林公園	1,158	0	
雨境	K02324072	44	5	44	1,064	1		0	0	
美上下	K02324073	33	7	36	1,037	0		0	0	
つつじヶ丘1	K02324074	32	10	31	995	0		495	1	
つつじヶ丘2	K02324075	84	7	40	2,558	0		0	0	
蓼科牧場3号1	K02324076-1	106	15	34	4,262	0		2,727	1	
蓼科牧場3号2	K02324076-2	20	5	34	322	1		230	0	
蓼科牧場3号3	K02324076-3	56	14	34	2,886	1		0	0	
蓼科牧場2号1	K02324077-1	22	15	32	805	0		532	1	
蓼科牧場2号2	K02324077-2	127	10	32	3,494	1		1,773	2	
蓼科牧場2号3	K02324077-3	123	7	37	2,859	3		1,022	2	
蓼科牧場2号4	K02324077-4	25	6	34	573	1		192	0	
蓼科牧場1号1	K02324078-1	27	13	32	871	0		549	1	
蓼科牧場1号2	K02324078-2	104	13	34	3,212	4		2,049	0	
蓼科牧場1号3	K02324078-3	26	8	33	680	0		252	1	
蓼科牧場1号4	K02324078-4	39	11	33	1,307	0		705	1	
蓼科牧場5号1	K02324079-1	13	5	33	215	0		71	1	
蓼科牧場5号2	K02324079-2	29	5	39	577	0		138	1	
蓼科牧場5号3	K02324079-3	39	7	36	879	1		299	0	
蓼科牧場5号4	K02324079-4	105	18	35	4,062	0		2,667	3	
蓼科牧場4号1	K02324080-1	42	9	31	1,207	2		588	0	
蓼科牧場4号2	K02324080-2	6	14	30	221	0		144	1	
蓼科牧場4号3	K02324080-3	28	5	33	368	1		288	0	
蓼科牧場4号4	K02324080-4	31	7	34	729	1		249	1	
蓼科牧場4号5	K02324080-5	32	8	37	503	1		685	0	
蓼科牧場4号6	K02324080-6	46	10	33	1,288	3		578	0	
蓼科牧場4号7	K02324080-7	24	24	33	762	0		956	1	
もみの木1号1	K02324081-1	42	7	34	959	1		356	0	
もみの木1号2	K02324081-2	16	22	30	826	0		610	1	
もみの木1号3	K02324081-3	30	10	44	779	0		337	2	
もみの木1号4	K02324081-4	177	9	37	5,073	7		2,195	1	
もみの木1号5	K02324081-5	113	15	34	3,895	1		2,503	4	
もみの木2号1	K02324082-1	79	15	35	653	0		271	1	
もみの木2号2	K02324082-2	131	11	39	9,209	3		0	0	

もみの木3号	K02324083	35	5	42	728	0		156	0	
もみの木4号	K02324084	22	13	49	1,042	1		0	0	
女神平1	K02324085	196	21	34	5,686	6		0	0	
女神平2	K02324086	83	21	34	5,686	2		0	0	
箕輪平	K02324087	60	27	30	3,213	0		3,097	0	
檜ヶ沢	K02324088	76	7	30	1,191	0		387	0	
東白樺湖1	K02324089-1	16	6	33	399	0		89	1	
東白樺湖2	K02324089-2	23	6	40	506	0		125	1	
東白樺湖3	K02324089-3	35	10	32	1,020	0		485	1	
東白樺湖4	K02324089-4	25	6	31	553	0		146	1	
東白樺湖5	K02324089-5	155	8	40	3,835	1		1,422	2	
東白樺湖6	K02324089-6	41	5	44	835	2		218	0	
東白樺湖7	K02324089-7	45	6	34	1,032	1		251	0	

2 土石流

区域の名称	危険個所番号	流域面積	警戒区域			特別警戒区域		
			面積(m ²)	人家戸数	公共的建物(内訳)	面積(m ²)	人家戸数	公共的建物(内訳)
狐石沢川	D02-324-001	0.05	33,664	7		232	—	
藤沢唐沢	D02-324-002	0.11	22,544	3		204	—	
薦連沢	D02-324-003	0.01	96,978	17		221	—	
植木沢川	D02-324-004	0.03	202,195	16		236	—	
牛鹿沢川	D02-324-005	0.01	190,274	33	消防車庫・公民館	0	—	
姥ヶ沢	D02-324-006	0.21	24,573	15		208	—	
矢ノ沢	D02-324-007	0.21	75,011	2	コミュニティプラント	186	—	
矢ヶ入沢	D02-324-008	0.26	273,561	24		65	—	
古町川	D02-324-009	0.34	35,664	8		540	—	
中尾沢1	D02-324-010	0.02	15,623	5	集会所	155	—	
中尾沢2	D02-324-011	0.08	8,527	2	集会所	90	—	
百山沢	D02-324-012	0.17	7,504	2		439	—	
屋傳次久保	D02-324-013	0.05	26,008	5		891	—	
中尾川	D02-324-014	0.03	30,478	5	集会所	451	—	
荒井戸	D02-324-015	0.14	31,197	3		534	—	
本久保沢	D02-324-016	0.07	146,641	5	公民館	66	—	
御泉水尻川	D02-324-017	0.42	178,791	7		1,386	—	
蓼科唐沢	D02-324-018	0.62	97,306	3		4,287	—	
穴小屋沢	D02-324-019	2.09	157,840	0		80,483	—	
樽ヶ沢2	D02-324-020	0.69	320,981	1		5,404	—	
樽ヶ沢1	D02-324-021	3.41	47,580	0		70,198	—	